

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職務上の義務違反など公務員としてふさわしくない非行がある場合に行う処分のことです。
平成27年度に処分に付された職員はいませんでした。

職員の服務

職員の服務は、その根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とされています。(地方公務員法(以下「法」という。)第30条)
さらに、次のような義務、禁止および制限事項が定められています。

- 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(法第32条)
- 信用失墜行為の禁止(法第33条)
- 秘密を守る義務(法第34条)
- 職務に専念する義務(法第35条)
- 政治的行為の制限(法第36条)
- 争議行為等の禁止(法第37条)
- 営利企業等の従事制限(法第38条)

職員研修

平成27年度の職員の研修は、福井県消防学校での初任教育、幹部教育および専科教育等に延べ34人、救急救命研修所などの専門研修に7人を派遣しました。
組合独自の研修では、安全運転講習、メンタルヘルス研修などに延べ2,244人が参加しました。

職員の福祉

- (1) 福利厚生制度の概要 (平成28年4月1日現在)
職員の共済制度は、法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する主体は福井県市町村職員共済組合です。共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡などに対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金または一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付けなどの「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。組合では、職員の健康診断を実施しています。また、構成市の鯖江市が法第42条の規定に基づき設置した職員による互助組織「鯖江市職員共済会」が実施する人間ドックや予防健診助成事業に対して助成を行っています。
- (2) 公務災害補償制度の状況
職員の公務上の災害に対する補償は、地方公務員災害補償基金福井県支部に加入し、実施しています。
平成27年度に公務上のケガによる災害はありませんでした。

職員の勤務時間・その他の勤務条件

(1) 勤務時間の状況

区分	1週間の勤務時間	勤務時間	休憩時間
毎日勤務	38時間45分	8:30～17:15	12:00～13:00
交替制勤務	38時間45分	8:30～翌朝8:30	12:00～13:00 18:00～19:00 7:00～7:30 (22:00～7:00までの間で6時間取得)

(2) 休暇などの概要

区分	内 容
年次休暇	労働基準法第39条の規定に基づき与えられる有給による休暇であり、1年につき最高20日間付与され、前年からの繰越分を含めると最高40日間になります。
病気休暇	負傷または疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明などに基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させる目的で設けられた有給の休暇です。
特別休暇	結婚、出産、その他特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です。
介護休暇	配偶者、子、職員または配偶者の父母などの親族で、負傷、疾病または老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当である場合に認められる無給の休暇です。
育児休業	3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを可能にする制度です。育児休業を取得している期間は、給与は支給されません。

(3) 年次休暇の取得状況

平成27年1月1日から12月31日までの職員の年次休暇の平均取得日数は、3.3日でした。

(4) 育児休業の取得状況

平成27年度に育児休業を新規に取得した職員は0人であり、平成26年度と同数でした。

職員の分限・懲戒処分

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、公務の能率の維持およびその適正な運営の確保の観点から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行う処分のことです。

(平成27年度)

処分内容	処分者数	処 分 事 由
休職	1人	心身の故障のため、長期の休養を要する場合



問合せ先

鯖江・丹生消防組合 総務課 ☎54-9110
http://www.fd-sabaenyu.jp/



平成27年度の鯖江・丹生消防組合 人事行政の運営等の状況

(7) 職員手当の状況 (平成28年4月1日現在)

区分	組 合	国の制度との比較
扶養手当	配偶者月額 13,000円	同
	配偶者以外の扶養親族月額 6,500円	同
	配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人月額11,000円	同
	扶養親族のうち16歳から22歳までの子1人につき月額5,000円を加算	同
住居手当	月額12,000円を超える家賃の支払者家賃月額により27,000円を限度に支給	同
通勤手当	交通機関利用者 定期券、回数券など通勤に要する運賃相当額を支給	同
	交通用具使用者 使用距離により支給	同

代表的な役職名	職務の級	管理職手当の額
消 防 長	8級	72,300円
次長・署長	7級	61,500円
課 長	6級	55,700円
参 事	5級	41,200円

*55歳超の6級以上職員は、1.5%減額支給しています。

期末・勤勉手当 (平成27年度支給割合)	組 合	国
	期末手当2.60月分 勤勉手当1.60月分	同
	職制上の段階、職務の級等による加算措置有	同

(平成28年4月1日現在)

区分	組 合		国の制度との比較	
	自己都合	勲奨・定年		
退職手当	勤続20年	20.445月分	25.55625月分	同
	勤続25年	29.145月分	34.58250月分	同
	勤続35年	41.325月分	49.59000月分	同
	最高限度額	49.590月分	49.59000月分	同
	その他加算 (定年前早期退職特例措置)	2%～20%加算	2%～45%加算	

(平成27年度)

特殊勤務手当	区 分	全 職 種
	職員全体に占める手当支給職員の割合	68.4%
	支給職員1人あたり平均支給年額	33,600円
	手当の種類(手当数)	5
	代表的な手当の名称	救急業務手当

(一般会計)

時間外勤務手当	区 分	平成27年度
	支給額	18,127千円
	職員1人あたりの平均支給年額	218千円

(8) 特別職の給料、報酬等の状況 (平成28年4月1日現在)

区 分	報 酬 年 額
議 員	議 長 20,000円
	副 議 長 18,000円
	議 員 16,000円
消 防 団	団 長 90,000円
	副 団 長 70,000円
	分 団 長 50,000円
	副分団長 40,000円
	班 長 23,000円
	団 員 20,000円
	出勤報酬 1回につき 水火災 2,600円 警戒・訓練等 2,500円

職員数の状況

(各年度4月1日現在)

部門	職 員 数		対前年増減数	主な増減理由
	27年度	28年度		
消 防	113人	114人	1人	欠員補充

職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (一般会計)

区 分	27 年 度
住民基本台帳人口 (H28.3.31現在)	91,651人
歳出決算額(A)	1,313,576千円
実 質 収 支	39,350千円
人 件 費 (B)	866,354千円
人件費率(B/A)	66%

*住民基本台帳人口は、構成市町(鯖江市、越前町)の人口です。
*人件費には、職員給与費のほか、議員報酬、退職金、地方公務員共済組合等負担金などを含みます。

(2) 職員給与費の状況 (一般会計予算)

区 分	28 年 度
職 員 数 (A)	114人
給 与 費	給 料 404,672千円
	職 員 手 当 107,016千円
	期 末 ・ 勤 勉 手 当 154,069千円
	計 (B) 665,757千円
1人あたり(B/A)	5,839千円

*職員手当には、退職手当を含みません。

(3) 職員の平均給料月額および平均年齢の状況

(平成28年4月1日現在)

一 般 行 政 職	
平均給料月額	平均年齢
295,500円	38歳 3月

(4) 職員の初任給の状況

(平成28年4月1日現在)

区 分	組 合	国
一 般 行 政 職	大学卒 178,200円	178,200円
	高校卒 150,500円	146,100円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(平成28年4月1日現在)

区 分	経 験 年 数			
	10年	20年	25年	30年
一 般 行 政 職	大学卒	—	—	—
	高校卒	—	—	—

*経験年数25年、30年は該当者がいません。
該当職員が3人以下の区分は、記載しません。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況 (総務省:給与実態調査)

(平成28年4月1日現在)

区 分	職 名	職員数	構成比
1 級	消防副士長、消防士、主事	34人	29.8%
	主査、消防副士長	9人	7.9%
3 級	主任、主査	31人	27.2%
4 級	課長補佐、主任	16人	14.0%
5 級	参事、課長補佐	15人	13.2%
6 級	課長	6人	5.3%
7 級	次長、署長	2人	1.7%
8 級	消防長	1人	0.9%
計		114人	100%